

インドネシア共和国最高裁判所長官

裁判所におけるメディエーション手続に関する
インドネシア共和国最高裁判所規則
2008年第1号

インドネシア共和国最高裁判所は、

- a. メディエーションは、より迅速で低廉な紛争解決手続のひとつであり、また、紛争の当事者にとって、納得し得る上に公正の観念にも適う解決を得る機会をより多く与えることができること、
- b. 裁判所における訴訟手続の中にメディエーションを取り入れることが、未済事件の増加という問題に対する有効な対策のひとつとなり得るとともに、裁判という裁判的な紛争解決手段を補完して裁判機関の紛争解決機能を強化し、最大化することができるここと、
- c. 現行の訴訟法は、HIR（改正インドネシア手続法）第130条又はRBg（域外手続法）第154条が当事者に和解を試みることを促しているが、このことは、地方裁判所における訴訟手続にメディエーション手続を取り入れるという方法によって強化を図ることができること、
- d. 法律の制定が待たれる一方で、法令による規定が不十分なときは最高裁判所が訴訟手続に関する規則を定める権限を有することに鑑み、民事紛争の解決のために当事者を和解させる手続が確実に、画一的に、かつ円滑に行われるためには、最高裁判所規則を定めることが必要であると思慮されること、
- e. インドネシア共和国最高裁判所規則2003年第2号に基づく裁判所におけるメディエーション手続の実施状況を評価した結果、かかる最高裁判所規則に起因する問題点が指摘されるに至ったことから、裁判所における訴訟手続に伴うメディエーションをより実効的なものとするためには、最高裁判所規則2003年第2号を改正する必要があること、

を考慮し、

1. インドネシア共和国1945年憲法第24条、
2. 改正インドネシア手続法(HIR)1941年第44号、ジャワ及びマドゥラ以外の地域のための域外手続法(RBg)1927年第227号、
3. 司法権に関する法律2004年第4号、及び官報2004年第8号、
4. 最高裁判所に関する法律1985年第14号、官報1985年第73号、及び最高裁

- 判所に関する法律 1985年第14号の改正に関する法律 2004年第5号, 官報 2004年第9号, 官報補追号 2004年第4359号,
5. 通常裁判所に関する法律 1986年第2号, 官報 1986年第20号, 及び通常裁判所に関する法律 1986年第2号の改正に関する法律 2004年第8号, 官報 2004年第34号,
6. 国家開発計画に関する法律 2000年第25号, 及び官報 2000年第206号,
7. 宗教裁判所に関する法律 1989年第7号, 官報 1989年第73号, 及び宗教裁判所に関する法律 1989年第7号の改正に関する法律 2006年第3号, 官報 2006年第22号, 官報補追号第4611号,
- に留意して,

裁判所におけるメディエーション手続に関するインドネシア共和国最高裁判所規則を定める。

第一章

総則

第一条

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 規則とは、裁判所におけるメディエーション手続に関する最高裁判所規則をいう。
2. 和解判決とは、和解合意書の内容及び和解合意書に司法的強制力を付与する裁判官の判決を記載した判決をいう。この判決は、通常又は非常の不服申立て手続に服さない。
3. 裁判官とは、民事訴訟事件を裁判するために第一審裁判所所長に指名された単独の裁判官、又は裁判官の合議体をいう。
4. コーカス（交互面接方式）とは、メディエーターと当事者の一方とが、もう一方の当事者を同席させないで行う面接をいう。
5. 和解合意書とは、この規則に基づいて一人又はそれ以上のメディエーターが仲介して行われた和解のための話し合いによって、紛争を終結するために双方の当事者が合意した条項を記載した書面をいう。
6. メディエーターとは、裁定又は解決の強制という方法によらずに紛争を解決する方法を検討するための話し合いにおいて当事者を仲介する、中立の立場にある者をいう。
7. メディエーションとは、当事者が、メディエーターの仲介によって話し合いを行い、合意することによって紛争を解決する方法をいう。
8. 当事者とは、訴訟代理人以外の者で、紛争関係にある二者以上の権利主体であつて、その紛争の解決を裁判所に求めてきた者をいう。

9. メディエーション手続とは、この規則に定めるメディエーションの過程をいう。
10. 事件書類とは、各当事者が作成する書面で、事件の概要、及び、又は紛争の解決案を記載したものをいう。
11. メディエーター証明書とは、メディエーション研修又は教育を修了したことを証明する書面で、最高裁判所により認定された機関が発行するものをいう。
12. 非公開メディエーションとは、当事者双方又はその訴訟代理人、メディエーター及び当事者双方が同意したその他の者のみが出席して行われるメディエーションの手続で、当事者双方の同意がなければその手続において生じた一切の事柄を公開することができないものをいう。
13. 裁判所とは、通常裁判所及び宗教裁判所の第一審裁判所をいう。
14. 高等裁判所とは、通常裁判所及び宗教裁判所の高等裁判所をいう。

第二条 規則の効力

- (1) この最高裁判所規則は、裁判所の訴訟手続に伴って行われるメディエーションに適用する。
- (2) 全ての裁判官、メディエーター及び当事者は、この規則が定めるメディエーションによる紛争解決手続に従わなくてはならない。
- (3) この規則に基づくメディエーション手続を経ないときは、HIR 第130条、及び、又はRBg第154条違反となり、判決は無効となる。
- (4) 裁判官は、判決の理由の中で、当該事件がメディエーションによる和解的解決を試みたことをメディエーターの名前を示して述べなければならない。

第三条 当事者の呼出費用

- (1) メディエーション手続に出席するために当事者を呼び出すための費用は、訴訟費用の予納金として原告が予納する。
- (2) メディエーションによって合意が成立したときは、前項の呼出費用は、当事者が共同で、又は、双方の合意に従って負担する。
- (3) メディエーションで合意が成立しなかったときは、メディエーション手続への呼出費用は、裁判官によって裁判で訴訟費用の負担を命じられた当事者が負担する。

第四条 メディエーションに付す事件

商事裁判手続、労働関係紛争裁判手続により処理すべき事件、消費者紛争処理庁の決定

に対する異議事件、及び営業競争監視委員会の決定に対する異議事件を除く事件で、第一審裁判所に訴えが提起された全ての民事紛争事件は、始めに、メディエーターの仲介によって、和解による解決を試みなければならない。

第五条

メディエーターの認証

- (1) 第九条第三項及び第十一条第六項に掲げる場合を除き、メディエーターの任務を行う者は、すべて、原則として、メディエーター証明書を有していなければならぬ。この証明書は、インドネシア共和国最高裁判所による認定を取得している機関が実施する研修を修了した者が取得する。
- (2) 裁判所が管轄する地域内に、裁判官、弁護士、法律学者、又はその他の専門職でメディエーター証明書を有する者がいないときは、当該裁判所の裁判官がメディエーターの任務を行う権限を有する。
- (3) 最高裁判所の認定を取得するには、これを得ようとする機関は、次の各号の要件を満たさなければならない。
 - a. インドネシア共和国最高裁判所長官に申請書を提出すること
 - b. メディエーション教育若しくは研修、及びメディエーション教育若しくは研修の指導者のための教育若しくは研修を修了した証明書を有する指導者又は教官がいること
 - c. メディエーター証明書を有している裁判所のメディエーターのための研修以外のメディエーション研修を、少なくとも二回実施したことがあること
 - d. 裁判所におけるメディエーションのための教育又は研修のカリキュラムで、インドネシア共和国最高裁判所の承認を得たものを有していること

第六条

メディエーション手続の態様

メディエーション手続は、原則として、公開されない。ただし、当事者がこれと異なる意思を有するときはこの限りではない。

第二章

メディエーション前の手続

第七条

訴訟担当裁判官及び訴訟代理人の義務

- (1) 当事者の双方が指定された期日に出頭したときは、裁判官は、当事者に、メディエーションを試みることを義務付ける。
- (2) 準被告の欠席は、メディエーションの進行を妨げない。

- (3) 裁判官は、訴訟代理人を通じて、又は、直接当事者に対して、当事者がメディエーション手続に直接又は積極的に関わるよう促す。
- (4) 当事者の訴訟代理人は、それぞれの当事者に対して、メディエーション手続に直接又は積極的に関わるよう促さなければならない。
- (5) 裁判官は、当事者に対し、メディエーション手続を行う機会を与えるため、事件の審理を停止しなければならない。
- (6) 裁判官は、紛争の当事者に対し、この規則によるメディエーションの手続を説明しなければならない。

第八条

当事者のメディエーター選択権

- (1) 当事者は、次の各号のなかからメディエーターを選ぶことができる。
 - a. 訴訟が係属する裁判所の、当該訴訟を担当する裁判官以外の裁判官
 - b. 弁護士又は法律学者
 - c. 法律分野以外の専門職にある者で、当事者が、紛争の争点に関する専門的知識又は経験を有すると認める者
 - d. 訴訟を担当する合議体を構成する裁判官
 - e. a号とd号、b号とd号、又はc号とd号のメディエーターの組み合わせのいずれか
- (2) メディエーション手続において二人以上のメディエーターがあるときは、メディエーターの役割分担は、メディエーター間で決定し合意する。

第九条

メディエーター名簿

- (1) 当事者によるメディエーターの選択を容易にするために、裁判所所長は、少なくとも五名のメディエーターの名前と、それぞれのメディエーターの学歴又は履歴を記載したメディエーター名簿を作成する。
- (2) 裁判所所長は、メディエーター証明書を有する裁判官の名前をメディエーター名簿に記載する。
- (3) 裁判所が管轄する地域内にメディエーター証明書を有するメディエーターがないときは、当該裁判所のすべての裁判官の名前をメディエーター名簿に記載することができる。
- (4) 裁判官ではないメディエーターで証明書を有する者は、裁判所所長に対して、その裁判所のメディエーター名簿に名前を記載するよう申請することができる。
- (5) 裁判所所長は、証明書が真正なものであることを調査し、確認した後、申請人の名前をメディエーター名簿に記載する。

- (6) 裁判所所長は、毎年、メディエーター名簿を見直し、更新する。
- (7) 裁判所所長は、異動、メディエーターの任務を行うにあたって恒常的な障害があるとき、事件の担当が決まつてもメディエーターの任務を果たさないとき、及び行為準則違反があったとき等の客観的な理由に基づいて、メディエーター名簿からメディエーターの名前を削除する権限を有する。

第十条

メディエーターの日当

- (1) 裁判官メディエーターを利用するときは、費用は課されない。
- (2) 裁判官以外のメディエーターを利用する場合の費用は、当事者が共同で、又は双方の合意に従つて負担する。

第十一条

メディエーター選択の期間制限

- (1) 第一回期日に双方の当事者が出頭したときは、裁判官は、当事者に対して、メディエーターの選択について、裁判官以外のメディエーターを選択した場合に発生する費用の負担も含めて、同日中に又は遅くとも続く二日（休日を除く。以下同じ。）以内に協議することを義務付ける。
- (2) 当事者は、メディエーターを選択したら、直ちに、裁判長に報告する。
- (3) 裁判長は、直ちに、選ばれたメディエーターに任務を行うべきことを通知する。
- (4) 第一項に定める期間を経過しても当事者がメディエーターの選択について合意できないときは、当事者は、メディエーターの選択について合意ができなかつた旨を裁判長に報告しなければならない。
- (5) メディエーターの選択について合意ができなかつた旨の当事者の報告をうけたときは、裁判長は、直ちに、同一の裁判所でメディエーター証明書を有している裁判官のうち当該訴訟を担当する裁判官ではない者を指名して、メディエーターの任務を行わせる。
- (6) 同一の裁判所でメディエーター証明書を有する訴訟担当裁判官以外の裁判官がないときは、証明書を有している訴訟担当裁判官、又は有していない訴訟担当裁判官で裁判長に指名された者が、メディエーターの任務を行わなければならない。

第十二条

誠実なメディエーション

- (1) 当事者は、誠実にメディエーション手続に参加しなければならない。
- (2) 当当事者の一方は、相手方が誠実にメディエーションに臨んでいないときは、メ

メディエーション手続から離脱することを表明することができる。

第3章
メディエーションの手続
第十三条

事件書類の提出とメディエーション手続の期間

- (1) 各当事者は、双方が合意してメディエーターを選択した後五日以内に、相手方及びメディエーターに事件書類を提出することができる。
- (2) 当事者によるメディエーターの選択ができなかつたときは、各当事者は、その選択合意の不成立の後五日以内に、メディエーターとして指名された裁判官に事件書類を提出することができる。
- (3) メディエーション手続は、当事者がメディエーターを選択した後、又は第十一
条第五項及び第六項の規定により裁判長が指名した後、四十日を超えて行うこ
とはできない。
- (4) メディエーションの期限は、当事者が合意したときは、第三項に定める四十日
間が経過した後、十四日を超えない限りで延長することができる。
- (5) メディエーション期間は、訴訟期間に含まれない。
- (6) 必要と認められ、かつ当事者の合意があるときは、隔地者間で通信機器を用い
てメディエーションを行うことができる。

第十四条
メディエーション不調を宣言するメディエーターの権限

- (1) メディエーターは、当事者の方、双方、又は訴訟代理人が、あらかじめ合意
したメディエーション期日に二回続けて出席しないとき、又は、適正に呼び出
しがなされたにもかかわらず、正当な理由なく二回続けて出席しないときは、
メディエーションの不調を宣言しなければならない。
- (2) メディエーション手続が開始した後、メディエーターが、メディエーションに
係る当該紛争が当事者以外の者の資産、財産、又は利害に関わることが明白で
あり、その者が訴状に記載されていないためにメディエーション手続において
当事者となれないと判断したときは、メディエーターは、当事者及び訴訟担当
裁判官に対して、当事者が揃っていないことを理由に当該事件がメディエーシ
ョン不相当である旨を報告することができる。

第十五条
メディエーターの任務

- (1) メディエーターは、メディエーション期日の日程案を作成して当事者に示し、

協議及び合意を求めるなければならない。

- (2) メディエーターは、当事者が直接メディエーション手続に参加するよう、促さなければならない。
- (3) 必要と認められるときは、メディエーターはコーラス（交互面接）を実施することができる。
- (4) メディエーターは、当事者双方がそれぞれの利害についてよく掘り下げて検討し、双方にとって最も良い解決の選択肢を見出すように働きかけなくてはならない。

第十六条

専門家の関与

- (1) 当事者又は訴訟代理人の合意があるときは、メディエーターは、特定分野の専門家を一名以上関与させて、当事者間の紛争の解決に役立つような説明又は知見を提供させることができる。
- (2) 当事者は、あらかじめ、専門家の見解、及び、又は評価に拘束力を与えるか否かについて合意しておかなければならぬ。
- (3) メディエーションにおいて一名以上の専門家を利用するための全ての費用は、当事者が双方の合意に従って負担する。

第十七条

合意の成立

- (1) メディエーションによって和解合意書を作成するときは、当事者は、メディエーターの補助を受けて、合意の内容を書面にし、当事者双方及びメディエーターが署名しなければならない。
- (2) 訴訟代理人が当事者に代わってメディエーション手続に参加しているときは、当事者は、合意の内容を承認する旨を書面で明らかにしなければならない。
- (3) 当事者が合意に署名をする前に、メディエーターは、合意内容に法令違反がないか、実行不可能ではないか、又は信義に反しないかを調べる。
- (4) 当事者双方は、指定された期日に出頭し、裁判官の面前で、和解合意書の内容を伝えなければならない。
- (5) 当事者は、裁判官に和解合意書を提出して、これを和解判決にして司法的強制力を付与するよう求めることができる。
- (6) 当事者が、和解合意書を和解判決にして司法的強制力を付与することを望まないときは、和解合意書に、訴えの取り下げの条項、及び、又は訴訟が完結したことを表明する条項を記載しなければならない。

第十八条 合意の不成立

- (1) 第十三条第三項に定める四十日の期間を経過しても当事者が合意を成立させることができないとき、又は十四条の事由があるときは、メディエーターは、メディエーションが不調であった旨を表明する書面を作成して、裁判官に不調を報告しなければならない。
- (2) 前項の報告を受けたときは、裁判官は、直ちに、現行の訴訟法の規定に従い訴訟の審理を続行する。
- (3) 訴訟を担当する裁判官は、判決の言い渡しまでは、訴訟のあらゆる段階で和解を促し、又は試みる権限を有する。
- (4) 第三項の和解の試みは、当事者が訴訟を担当する裁判官に和解の意思を告げた後、十四日を越えて行うことはできない。

第十九条 訴訟とメディエーションの分離

- (1) 当事者が合意できなかつたときは、メディエーション手続において当事者がした発言及び自白は、当該事件又はその他の事件の審理で証拠方法とすることができない。
- (2) メディエーターが作成した記録は、破棄しなければならない。
- (3) メディエーターは、当該訴訟の審理で証人となることができない。
- (4) メディエーターは、メディエーションによって成立した和解合意書の内容について、刑事上又は民事上の責任を問われない。

第四章 メディエーションを実施する場所 第二十条

- (1) メディエーションは、第一審裁判所内の一室で、又は当事者が合意したそれ以外の場所で行うことができる。
- (2) メディエーターが裁判官であるときは、裁判所の外でメディエーションを行うことができない。
- (3) 第一審裁判所内でメディエーションを行うときは、費用を課されない。
- (4) 当事者が裁判所以外の場所でメディエーションを行うことを選択したときは、その費用は、当事者が双方の合意に従って負担する。

第五章 控訴審・上告審・再審での和解

第二十一条

- (1) 当事者は、双方が合意したときは、控訴審、上告審、若しくは再審の手続が開始している事件について、又は控訴審、上告審、若しくは再審ですでに審理が開始している事件について、判決が言い渡されるまでは和解を試みることができる。
- (2) 和解を試みる旨の当事者の合意は、当該事件を裁判した第一審裁判所所長に、書面で伝えなければならない。
- (3) 当該事件を裁判した第一審裁判所所長は、直ちに、当事者の和解の意思を、管轄控訴裁判所の長官又は最高裁判所長官に通知する。
- (4) 控訴審、上告審、又は再審で当該事件の審理が開始しているときは、控訴審、上告審、又は再審において当該事件を担当している裁判合議体は、当事者の和解の意思についての通知を受けてから十四日間、審理を延期しなければならない。
- (5) 訴訟記録、又は控訴の理由書、上告理由書、再審の訴状が送付されていないときは、第一審裁判所所長は、訴訟記録、又は控訴の理由書、上告理由書、再審の訴状の送付を延期して、当事者に和解を試みる機会を与えなければならない。

第二十二条

- (1) 第二十一条第一項の和解のための協議は、和解の意思を伝える当事者の書面を第一審裁判所所長が受け取った後、十四日を超えて行うことはできない。
- (2) 第二十一条の和解のための協議は、当該事件の第一審裁判所又は当事者が合意したそれ以外の場所で行う。
- (3) 当事者がメディエーターを求めるときは、当該事件の第一審裁判所所長が一名以上の裁判官をメディエーターに指名する。
- (4) 第三項のメディエーターは、第一審裁判所で当該事件を審理した合議体を構成する裁判官であってはならない。ただし、その裁判所に、該当する他の裁判官がいない場合はこの限りではない。
- (5) 当事者双方は、和解合意書を、第一審裁判所所長を経由して、控訴審、上告審、又は再審の裁判合議体に提出して、これを和解判決にして司法的強制力を付与するよう求めることができる。
- (6) 和解判決は、事件簿に記載された後、三十日以内に、控訴審、上告審、又は再審の裁判合議体が署名をする。
- (7) この規則の第二十一条第五項の場合に、当事者が和解合意書を作成して第一審裁判所所長又は第一審裁判所所長が指名した裁判官がその内容を審査し、当事者がこれを和解判決にして司法的強制力を付与することを求めたときは、訴訟記録及び和解合意書を控訴裁判所又は最高裁判所に送付する。

第六章
訴訟外の合意
第二十三条

- (1) 当事者は、メディエーター証明書を有するメディエーターの仲介によって訴訟外で紛争を解決して和解合意書を作成したときは、管轄裁判所に対して訴えを提起する手続をとり、その和解合意書を提出して和解判決を求めることができる。
- (2) 前項の訴えの提起には、和解合意書、及び当事者と紛争の対象物との間に法的関係があることを示す書面を添付しなければならない。
- (3) 和解合意書の条項が次の各号の要件を満たすときは、裁判官は、当事者双方が出席する法廷において、その和解合意書を和解判決にして司法的強制力を付与する。
- a. 当事者双方の意思に基づくこと
 - b. 違法でないこと
 - c. 第三者を害しないこと
 - d. 執行が可能であること
 - e. 信義誠実の原則に適うこと

第七章
メディエーターの行為準則及びインセンティブ
第二十四条

- (1) すべてのメディエーターは、その任務を行うときは、メディエーターの行為準則に従わなければならない。
- (2) 最高裁判所は、メディエーターの行為準則を定める。

- 第二十五条
- (1) 最高裁判所は、メディエーションを行うために必要な設備を整備し、またメディエーターの任務を達成した裁判官に対するインセンティブの制度を設ける。
- (2) 最高裁判所は、裁判官のメディエーター任務達成基準、及び任務を達成した裁判官に対するインセンティブに関する最高裁判所規則を定める。

第八章
附則
第二十六条

この最高裁判所規則の施行により、裁判所におけるメディエーション手続に関する最高

裁判所におけるメディエーション手続に関する
インドネシア共和国最高裁判所規則 2008年第1号

裁判所規則2003年第2号は効力を失う。

第二十七条

このインドネシア共和国最高裁判所規則は、制定の日から施行する。

制定地：ジャカルタ

制定日：2008年7月31日

最高裁判所長官

バギル・マナン

Bagir Manan